

社会福祉法人向日葵会定款施行細則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この定款施行細則（以下「細則」という。）は、社会福祉法人向日葵会（以下「法人」という。）が法令及び法人定款（以下「定款」という。）第41条の規定により適切な法人運営を行うため、法人の運営及び業務執行についての細則を定めたものである。

第2章 評議員選任・解任委員会

(評議員選任・解任委員会運営細則)

第2条 定款第6条に規定する評議員選任・解任委員会の運営については、別途定める評議員選任・解任委員会運営細則において定める。

第3章 評議員会

(理事及び監事の出席)

第3条 議題、議案を説明する理事は、評議員会に出席しなければならない。

2 監事は、評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

(評議員会の開催)

第4条 評議員会は、定時評議員会及びその他必要がある場合に開催する評議員会から成る。

(招集の手続)

第5条 理事長は、評議員会を招集する場合は、理事会の決議によって評議員会の日の1週間前（中7日間）までに、次の事項を定め評議員会を招集する。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員会の目的である事項
- (3) 評議員会の議案の概要

2 理事長は、評議員から評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。

3 前項の招集を請求した評議員は、次の場合には、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができる。

- (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合
- (2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の開催日とする招集の通知が発せられない場合

4 前項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員が第1項各号に掲げる事項を定めなければならない。

(招集の通知)

第6条 評議員会を招集する場合は、理事長は、評議員会の1週間前(中7日間)までに、招集事項を記載した書面をもって各評議員に通知をしなければならない。

2 理事長は、前項の書面による通知に代えて、評議員の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

(招集手続の省略)

第7条 前条の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときには、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

2 前項の規定により評議員会を開催する場合には、評議員の全員からこれに同意する旨を書面又は電磁的方法により受理し、記録しなければならない。

(議長)

第8条 評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員のなかから互選により選出する。

2 単純多数決(過半数で決定)要件の議事については、議長の議決は可否同数のときに行使するものとする。

3 特別多数決要件の議案については、最初から議決権を行使するものとする。

(評議員提案権)

第9条 評議員が理事に対して一定の事項を評議員会の目的とすることを請求するときは、その請求は、評議員会の日の4週間までにしなければならない。この場合、その評議員は、提出しようとする議案の要領を招集通知に記載し、又は記録することを請求することができる。

2 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。

3 第1項及び第2項の場合であっても、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の10分の1以上の賛成が得られなかった日から3年を経過していない場合は、この限りではない。

(評議員会の決議事項及び決議要件)

第10条 定款第10条及び第13条に定める評議員会の決議事項及び決議要件は、別表1に記載のとおりとする。

2 議決権は、書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することができない。

(決議の省略)

第11条 理事が議題について提案した場合において、当該提案につき評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告)

第12条 理事は、法令並びに定款で定める事項について、評議員会に報告するものとする。

(理事等の説明義務)

第13条 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。但し、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合及び次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該事項について説明をするため調査を必要とする場合。
- (2) 当該事項について説明をすることにより法人その他の者（当該評議員を除く）の権利を侵害することとなる場合。
- (3) 当該評議員が評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、当該事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合。

(議事録)

第14条 評議員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、別表5のとおり記載しなければならない。

- 2 議事録は、評議員会の日から主たる事務所で10年間保存するものとする。

第4章 理事会

(理事会の開催)

第15条 理事会は、次の事項のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から理事長に会議の目的である事項を示して、理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事から理事に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が請求したとき。

(招集者)

第16条 定款第25条第1項のとおり理事会は理事長が招集する。ただし次の事項の場合は除く。

- (1) 定款第25条第2項のとおり、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があり理事が招集する場合。
- (2) 前条第3号および同条第4号により理事が招集する場合。
- (3) 前条第5号により監事が招集する場合。
 - 2 前条第3号及び同条4号による場合は、理事が、前条第5号による場合は、監事が招集する。
 - 3 理事長は、前条第3号又は同条第5号前段に該当する場合は、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集をしなければならない。

(招集の手続)

第17条 理事会を招集する場合は、理事会の日の1週間前(中7日間)までに、次の事項を定め、理事及び監事全員に通知をしなければならない。ただし、細則第15条第1号による開催の場合は、次の第2号の事項を省略することができる。

(1) 理事会の日時・場所

(2) 理事会の目的である事項

- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意がある場合は、招集の手続を省略して、理事会を開催することができる。

(議 長)

第18条 理事会の議長は、その出席した理事のなかから互選により選出する。

- 2 単純多数決(過半数で決定)要件の議事については、議長の議決は可否同数のときに行使するものとする。

- 3 特別多数決要件の議案については、最初から議決権を行使するものとする。

(理事会の決議事項)

第19条 定款第24条に定める理事会の決議事項及び決議要件は、別表2に記載のとおりとする。

(理事による利益相反取引等の制限)

第20条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己又は第三者のために法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

- (2) 理事が自己又は第三者のために法人と取引をしようとするとき。

- (3) 法人が理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間において法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

- 2 理事が前項に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

- (1) 取引をする理由

- (2) 取引の内容

- (3) 取引の相手方・金額・時期・場所

- (4) 取引が正当であるあることを示す参考資料

- (5) その他必要事項

- 3 前項により理事会に示した事項を変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(利益相反取引等の報告)

第21条 理事が前条第1項に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を、遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(決議方法)

第22条 理事会の決議は、特別多数決要件の議案を除き、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 前項の決議について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 議決権は、書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することができない。

(決議の省略)

第 23 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の議決があったものみなすものとする。但し、監事が異議を述べた場合は、その限りではない。

(報告の省略)

第 24 条 理事、監事が理事、監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。ただし、理事長及び業務執行理事による自己の職務の執行状況についての報告は、省略することができない。

(監事の出席)

第 25 条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

(議事録)

第 26 条 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、別表 6 のとおり記載しなければならない。

- 2 議事録は、理事会の日から主たる事務所で 10 年間保存するものとする。

第 5 章 理事長等の執行権限

(理事長等の専決事項等)

第 27 条 定款第 24 条の定める理事長の専決事項は別表 3 に記載のとおりとする。

- 2 理事長の専決事項の一部は、受任職として施設長の専決事項とすることができる。施設長の専決事項は別表 4 に記載のとおりとする。

第 6 章 監 事

(監事の選任議案)

第 28 条 理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

- 2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

(調査及び差止め請求)

第 29 条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査するものとする。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

- 2 監事は、理事が法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為に

よって法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会への報告)

第30条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

第9章 決算・監査

(資料の作成)

第31条 理事長は、会計年度終了後に計算書類、事業報告書及びこれらの附属明細書並びに財産目録を作成し、監事に提供しなければならない。

(監事の監査)

第32条 監事は前条の資料を受領したら、監査を実施し理事長に対して監査報告の内容を通知しなければならない。監査報告の内容は別表7に記載のとおりとする。

第33条 細則31条の資料並びに監査報告は、理事会の承認を受け定時評議員会の2週間前から主たる事務所で10年間保存するものとする。

第8章 その他

(秘密の保持)

第34条 法人の評議員選任・解任委員会の委員、評議員、役員であった者は、業務上知りえた情報を第三者に漏洩し、又は不当な目的のために利用してはならない。

(改正)

第35条 本細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この細則は、平成 3年 8月 9日から施行する。

附 則

この細則は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年 9月27日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年 5月28日から施行する。

附 則

この細則は、令和 4年 6月24日から施行する。

附 則

この細則は、令和 6年12月 1日から施行する。

別表 1 (評議員会決議事項と決議要件)

法人運営に関わる事項 (過半数の議決数以外の場合)

- 1 定款の変更 (議決権者の 3 分の 2 以上)
- 2 法人の解散 (議決権者の 3 分の 2 以上)
- 3 吸収合併契約の承認 (議決権者の 3 分の 2 以上)
- 4 新設合併の承認 (議決権者の 3 分の 2 以上)
- 5 事業譲渡

役員の選任・解任等に関する事項 (過半数の議決数以外の場合)

- 1 役員の選任
- 2 理事の解任
- 3 監事の解任 (議決権者の 3 分の 2 以上)
- 4 役員、評議員の報酬等支給基準と金額の承認

財務に関する事項

- 1 事業報告・決算書類・財産目録の承認
- 2 基本財産の所得・処分・担保提供等
- 3 残余財産の処分

その他 (過半数の議決数以外の場合)

- 1 社会福祉充実計画の承認
- 2 役員等の責任のすべての免除 (総評議員)
- 3 役員等の責任の一部の免除 (議決権者の 3 分の 2 以上)
- 4 その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項 (議決権者の 3 分の 2 以上)

別表 2（理事会決議事項と決議要件）

法人運営に関わる事項（過半数の議決数以外の場合）

- 1 法人の業務執行の決定
- 2 評議委員会の日時及び場所、目的である事項の決定
- 3 評議員会の招集
- 4 定款変更
- 5 定款施行細則の制定及び改廃
- 6 法人運営に関する規則の制定及び改廃
- 7 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- 8 臨機の措置（理事総数の3分2以上）

役員等の選任・解任等に関する事項（過半数の議決数以外の場合）

- 1 理事長及び業務執行理事の選定及び解職
- 2 施設長及び重要な役割を担う職員の選任及び解任
- 3 評議員選任候補者の推薦及び解任の提案
- 4 評議員選任・解任委員会の委員の解任（理事総数の3分2以上）
- 5 役員、評議員の報酬等支給基準と金額の提案

財産・計画・報告に関する事項（過半数の議決数以外の場合）

- 1 重要な財産の処分及び譲受け
- 2 多額な借財
- 3 事業計画及び収支予算の承認（理事総数の3分2以上）
- 4 事業報告及び計算書類の承認（理事総数の3分2以上）
- 5 基本財産の所得・処分・担保提供等（理事総数の3分2以上）
- 6 会計処理の基準
- 7 借入金償還計画の変更
- 8 寄附金の募集に関する事項
- 9 残余財産の帰属先選定

その他（過半数の議決数以外の場合）

- 1 役員、評議員の責任の免除
- 2 公益事業の運営に関する事項（理事総数の3分2以上）
- 3 収益事業の運営に関する事項（理事総数の3分2以上）
- 4 社会福祉充実計画の策定
- 5 その他理事会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

別表3（理事長専決事項）

法人一般・人事に関する事案

- 1 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの（法人運営に重大な影響があるものを除く）
- 2 その他財産（土地、建物及び補助事業により取得した設備を除く）のうち損傷その他の理由により、不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる取得価格が1件500万円未満のものの処分（法人運営に重大な影響があるものを除く）
- 3 寄附の募集事務及び受領に関する事（寄附金の募集は除く。受入れについては法人運営に重大な影響があるものを除く）
- 4 予算編成及び決算調整
- 5 予算上の予備費の支出
- 6 法人の組織及び権限に関する事（法人運営に重大な影響があるものを除く）
- 7 利用者の日常の処遇に関する事
- 8 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免
- 9 職員の採用（施設長等の重要な役職を除く）
- 10 非常勤職員の採用
- 11 職員の人事配置（施設長等の重要な役職を除く）
- 12 職員の労務管理及び福利厚生
- 13 職員の昇給・昇給基準
- 14 職員の諸手当
- 15 職員の研修
- 16 役員及び施設長の出張命令及び復命
- 17 施設長の服務に関する諸願いの許可又は承認
- 18 官公庁に対する軽易な許認可申請及び届出並びに減免申請
- 19 諸証明に関する事

契約・支出に関する決済基準

- 1 設備資金の借入に係る契約で予算内のもの
- 2 予定価格及び契約額が1件100万円を超え250万円以下の建設工事請負契約事務及び契約締結
- 3 予定価格及び契約額が1件100万円を超え160万円以下の食料品・物品等の買入契約事務及び契約締結
- 4 災害・故障・保守管理等、緊急を要する契約締結及び物品購入
- 5 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出で、予算計上されていない1件160万円以下のもの

別表 4（施設長専決事項）

法人・一般人事に関する事案

- 1 時間外勤務命令及び休日勤務命令
- 2 職員の出張命令及び復命
- 3 職員の服務に関する諸願いの許可又は承認
- 4 非常勤職員の任免
- 5 収入（寄附金を除く）事務に関すること

契約・支出に関する決済基準

- 1 人件費及び福利厚生に関する予算執行並びに予算計上されている予定価格が 1 件 100 万円以下の契約事務
- 2 予算計上されている契約額が 1 件 100 万円以下の契約締結

別表 5（評議員会議事録）

評議員会の議事録には次の事項を記載し、次回の評議員会で各評議員に供覧するものとする。理事長は開催した評議員会を欠席した評議員に対して、議事録を評議員会終了後 14 日以内に送付するものとする。

- 1 評議員会の日時及び場所
- 2 議事の経過の要領及びその結果
- 3 特別の利害関係を有する評議員の氏名
- 4 監事の意見等
- 5 出席した評議員、理事及び監事の氏名
- 6 議長の氏名
- 7 議長及び議事録署名人 2 名の記名押印
- 8 議事録の作成に係る職務を行った者の名

別表 6（理事会議事録）

理事会の議事録には次の事項を記載し、次回の理事会で各理事に供覧するものとする。理事長は開催した理事会を欠席した理事に対して、議事録を理事会終了後 14 日以内に送付するものとする。

- 1 理事会の日時及び場所
- 2 議事の経過の要領及びその結果
- 3 特別の利害関係を有する理事の氏名
- 4 監事の意見等
- 5 出席した理事及び監事の氏名
- 6 議長の氏名
- 7 議事録署名人（出席した理事長及び監事）の記名押印

別表 7（監査報告）

- 1 監査の日時及び場所
- 2 監査の方法及びその内容
- 3 計算書類及びその附属明細書が法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
- 4 追記情報（会計方針の変更、重要な偶発事象及び重要な後発事象等）
- 5 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見
- 6 理事の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときの事実
- 7 監査のために必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- 8 法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備（内部管理体制の整備）がある場合において、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由
- 9 監査報告を作成した日並びに作成した者の記名押印

